

被災された納税者のみなさまへ

～不動産取得税に関する長野県からのお知らせ～

災害にあわれた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
 被災された方には、被害の実情により県税の減免ができる場合があります。
 このような取扱いを受けるためには、一定の手続きが必要ですので、できるだけ早い機会に県税事務所にご相談ください。

不動産取得税（「固定資産税」は市町村にお問い合わせください。）

〈ケース①〉

どんなとき	災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして、滅失又は損壊した日から3年以内に不動産を取得したとき (※取得不動産の代替性の認定を行います。)
減免の内容	被災不動産の価格に応じて一定額（固定資産課税台帳の登録価格のうち被災部分に応じた価格）を免除 減免の額 = $\frac{\text{被災不動産に係る登録価格}}{\text{※}} \times \text{税率 (3\% - 4\%)}$ ※滅失又は損壊した不動産の価格を限度
提出する書類	・市町村長、消防署長等の罹災証明書 ・被災不動産の登録価格の証明書
持参するもの	印鑑（認め印可、法人の場合は代表者印）
申請期限	取得した代替不動産に係る不動産取得税の納期限まで

※「代替性の認定」は、災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を取得した場合をいいます。具体的には、被災不動産と同程度の不動産であること（住宅→住宅、店舗→店舗、工場→工場または工場→倉庫等）を原則とします。
 この他にも、取得した家屋が特例適用住宅の場合、別途軽減制度を受けることができます。

〈ケース②〉

どんなとき	不動産を取得した日から1ヶ月以内に災害により滅失又は損壊したとき
減免の内容	被災不動産の価格に応じて一定額（固定資産課税台帳の登録価格のうち被災部分に応じた価格）を免除 減免の額 = $\frac{\text{被災不動産に係る登録価格}}{\text{※}} \times \text{税率 (3\% - 4\%)}$ ※滅失又は損壊した不動産の価格を限度
提出する書類	・市町村長、消防署長等の罹災証明書 ・被災不動産の登録価格の証明書
持参するもの	印鑑（認め印可、法人の場合は代表者印）
申請期限	被災した不動産に係る不動産取得税の納期限まで

【お問い合わせ先】

県税事務所	所在地・連絡先	管轄区域
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 (026) 234-9565 zei-sogo@pref.nagano.lg.jp	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡 中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡
東信県税事務所	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1 (0267)63-3138 zei-toshin@pref.nagano.lg.jp	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡 上田市、東御市、小県郡
南信県税事務所	〒396-8666 伊那市荒井 3497 (0265) 76-6808 zei-nanshin@pref.nagano.lg.jp	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡 飯田市、下伊那郡
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立 1020 (0263)40-1910 zei-chushin@pref.nagano.lg.jp	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡 木曾郡 大町市、北安曇郡

※被災した不動産の所在地を管轄する県税事務所にお問い合わせください。